

# Deloitte.

## マレーシア 2022 年度国家予算案

### ハイライト- Part I

## Tax Espresso (Special Edition)

2021 年 10 月 30 日



はじめに	4
2022 年度国家予算案の概要	5
法人税	6
優遇税制	12
個人所得税	14
不動産譲渡益税	18
印紙税	19
石油所得税	22
間接税	23
その他	29
お問合せ・連絡先	31

2022年度国家予算案は、これまでで最大の規模となります。これは、マレーシアの医療や経済システムに悪影響を与えているCOVID-19パンデミックとの継続的な戦いという、国が直面している最も困難な時期に提案されたものです。個人的には、マレーシアが回復に向けて正しい道を歩むために、必要なあらゆる手段を講じるという政府の揺るぎない決意を見て、大いに勇気づけられました。大方の予想通り、2022年度国家予算案は過去最大のRM3, 321億の配分となり、引き続き拡張的な内容となっています。これにもかかわらず、財政赤字は国内総生産の6%まで縮小する見込みです（前年は6.5%）。大胆な政策を導入することで、個人や企業に必要な刺激を与え、来年度の力強い回復を促すことができると確信しています。



**Yee Wing Peng**  
Chief Executive Officer



# はじめに

2021年10月29日に発表された2022年度国家予算案の3つのメインテーマは、「回復」「再建」「改革」です。2022年度国家予算案は、史上最高額となるRM3,321億の予算配分を背景に、貧困層への現金給付や特定グループへの財政支援を継続するとともに、開発費への配分を2021年度国家予算案と比較して約22%増加させています。

政府は2022年のGDP成長率を5.5%から6.5%と予想しており、経済の見通しが良くなっていることから、徴税額は5.9%増加すると予想しています。法人所得税の徴収額は8.1%増のRM655億となり、パンデミック前の2019年の数字を上回る見込みです。これは楽観的ではありますが、多くの企業がCOVID-19後に立ち直ろうとしており、依然として厳しい状況にあります。大きく利益を上げている企業への一回限りの課税や、海外からの収入への課税が導入されることで、多少の緩和が期待できます。

税制改革の観点から見ると、外国源泉所得への課税は、これまで主にテリトリアルな税制であったマレーシアの税制を大きく見直すものです。これは、グローバル・ミニマム・タックスや、最近EUがマレーシアを「グレーリスト」に加えたことなど、世界的な動きに対応したものです。この点についての詳細は、財務法案で明らかにされるはずですが、企業がこのような所得に対する免税措置を引き続き受けられるような特別な状況が用意されることを期待しています。

2022年度国家予算案では、超過利潤税を導入する代わりに、RM1億以上の課税所得に対して33%の単発税を提案しています。マレーシアの全事業所の90%以上が中小企業であり、RM1億以上の課税所得を持つ企業は多くないため、この措置によってどの程度の税収が得られるかは未知数です。



ESGは優先分野でもあり、2022年度国家予算案で導入された自主的な炭素市場の設立などの施策は、2050年までにマレーシアをカーボンニュートラルな国にするという公約の達成に向けて道を開くものです。

女性のエンパワーメントとリーダーシップに特別な注意が払われていることは、非常に興味深いことです。すべての上場企業は、2022年9月1日以降、大企業では少なくとも1名の女性役員を置くことが義務づけられ、それ以外の上場企業では2023年6月1日以降に義務づけられます。

全体として、2022年度国家予算案では、経済活性化のための施策をより重視し、パンデミックの影響を受けた人々への支援を行うとともに、課税強化のための施策も実施します。マレーシアはこれまで困難な時期に直面してきましたが、その中で私たちはより回復力のある強い国になってきました。Keluarga Malaysiaの精神に則り、明るい2022年を期待しましょう！

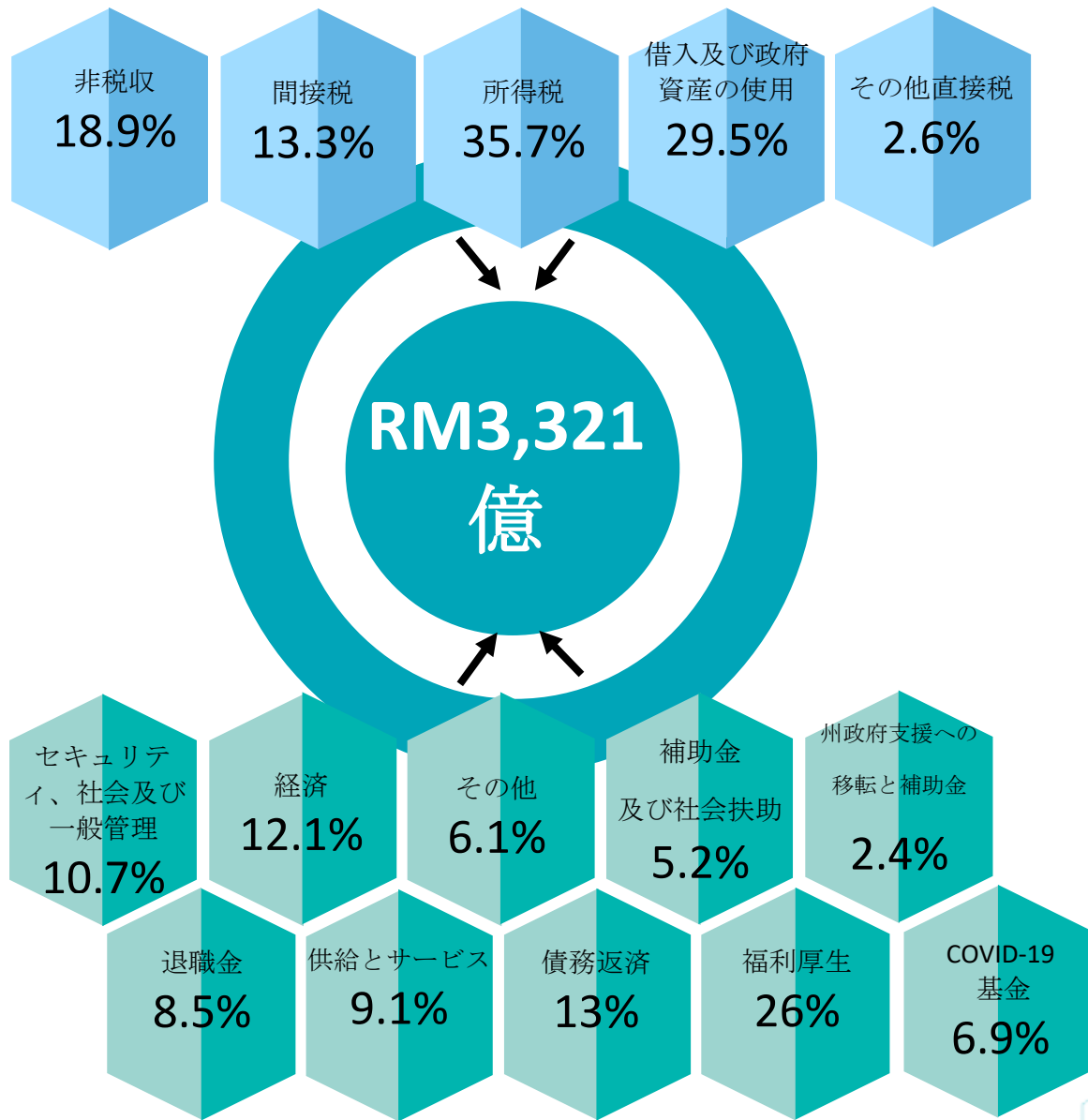
上記のような背景の下、2022年度国家予算案における税金を中心としたいくつかの改正案をお届けします。

A handwritten signature in black ink, appearing to read 'Sim Kwang Gek'.

**Sim Kwang Gek**  
Country Tax Leader



# 2022 年度国家予算案の概要



	2021	2022
財政赤字(% of GDP)	6.5%	6.0%
政府歳入	RM2,210 億	RM2,340 億
経常支出	RM2,196 億	RM2,335 億
開発支出	RM620 億	RM756 億
COVID-19 基金への割当	RM170 億	RM230 億



# 法人税

## Cukai Makmur の賦課

現在、中小企業 (Small and Medium Enterprise、SME) には、課税所得の最初のRM600,000に対して17%の所得税が課税されており、残りの課税所得には24%が課税される。SME以外の企業に対しては24%が課税される。

## 改正案

以下の通り、Cukai Makmurという特別な一時税を、COVID-19のパンデミック期間中に高い所得を計上した企業に課することが提案されている。

- i. 最初のRM1億までの課税所得には24%が課税される。
- ii. 残りの課税所得には33%が課税される。

## 発効: 賦課年度2022年のみ

### コメント:

超過利潤税に代わる上記の課税には、COVID-19のパンデミック期間中に高い所得を生み出す企業に税金を課するという概念がある。これは、このような困難な時期に繁栄している人々が国の繁栄を共有するという精神に基づき、悪影響を受けている人々を支援するという政府のイニシアチブを支援するものである。



### コメント

“政府が多くの経済政策を実施していることは素晴らしいことだ。Cukai Makmur、法人税の分納、事業所の賃貸料軽減のための特別税額控除の延長、税務上の損金算入期限の延長など、様々な法人税対策は、厳しい経済状況を打開する万能薬となる。”

**Tan Hooi Beng**  
Deputy Managing Director





### 事業所の賃貸料軽減のための特別控除の延長

2020年4月1日から2020年9月30日までの間に、SMEの事業所の賃貸料を当初の賃貸料率から30%以上減額した家主には、賃貸料減額相当額の特別控除が行われている。その後、特別控除は2021年12月31日まで延長され、SME以外にも適用されるようになった。

#### 改正案

特別控除をさらに2022年6月30日まで延長する。

発効: 2022年1月から2022年6月まで

### 事業所改修費特別控除の延長

現在は、2020年3月1日から2021年12月31日までの間に事業所の改修等などの費用が発生した場合、特別控除が適用される。特別控除は最大RM300,000であり、ITAのスケジュール2または3に基づく加速償却(accelerated capital allowance、ACA)の対象となる支出には適用されない。

#### 改正案

適切な換気や職場におけるソーシャルディスタンスなどの、SOPに準拠した事業所の改修を奨励するために、特別控除を1年延長する。

発効: 2022年1月1日から2022年12月31日まで

### MSME に対する所得税の分納及び見積未払税金の修正

#### 改正案

零細・中小企業 (Micro, Small and Medium Enterprises、MSME) へのプレッシャーを軽減し、過去2年間の難局から企業が回復できるよう支援するために、以下が提案された。

- a) MSME による所得税の分納は2022年6月30日まで6ヶ月間繰り延べられる。
- b) 全ての企業は2022年10月31日以前の11か月に、納付すべき所得税の見積額を修正することができる。

発効: 未定

#### コメント:

2020年度景気刺激策パッケージでは、観光業に限って2020年4月1日から6か月間の所得税の分納が認められることが発表された。パンデミックによる不確実性が長期化していることを考えると、MSMEに分納を認めることは、大いに歓迎される救済策である。

### 現地組立の新車観光バス購入に対する ACA の延長

2022年度国家予算案では、マレーシアの居住者で認可を受けたツアーオペレーターが、国内で組み立てた新しい観光バスの購入のための支出(賦課年度2020年及び2021年のみ)に対して、取得時20%と年次40%から成るACAの適用が提案された。

#### 改正案

賦課年度2021年にACA適用期間が満了するため、新しい国内組立の観光バスの購入についてACA対象期間を賦課年度2024年までの3年間延長する。

発効: 賦課年度2022年から2024年まで

#### コメント:

これは、パンデミックで大きな打撃を受けた観光産業を支援するための政府の大きなイニシアチブである。ACAはツアーオペレーターのキャッシュフローの懸念を緩和するのに役立つだろう。

## 欠損金の繰越期間の延長

賦課年度 2019 年から、過年度欠損金を繰り越せる期間が 7 年間となり、使用されなかった欠損金はすべて無効となる。

賦課年度 2018 年までに累積した過年度欠損金(賦課年度 2018 年以前に累積した損失及び 2018 年に発生した損失)に対する経過規定が導入され、賦課年度 2025 年まで繰り越すことができる。これらの損失は賦課年度 2026 年からは無効となる。

### 改正案

以下が提案された。

- 賦課年度 2019 年以降の事業損失を繰り越すための期間は、7 年から 10 年に延長される。
- 賦課年度 2018 年まで累積した過年度欠損金は、賦課年度 2028 年までの 10 年間繰り越すことができる。

### 発効: 賦課年度 2019 年

#### コメント:

未曾有の危機の中で、差し迫った脅威に対応することが重要である。欠損金の繰越期間の延長案は、マレーシア経済が回復するまでの間、過年度欠損金をより長期にわたって繰り越すことでパンデミックの影響を受けた赤字企業を政府が支援するという強いシグナルを送るものである。

## Vendor Development Programme におけるアンカー企業の二重控除期間の延長

現在、ローカルベンダーの開発に、より多くの企業の参加を促すため、アンカー企業が負担する適格支出を二重控除している。上記の活動で発生した支出を二重控除するためには、次の基準が適用される。

- アンカー企業は 1965 年会社法に基づいて設立され、マレーシア居住者である。
- アンカー企業は Vendor Development Programme (VDP) に参加している。
- アンカー企業は、2014 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までに、国際貿易産業省 ("MITI") ・ 起業家開発協同組合省 ("MEDAC") と VDP による覚書 ("MOU") を締結している。
- MITI/MEDAC が支出を認証してから、アンカー企業が控除をしなければならない。
- 適格支出は各賦課年度で RM300,000 を超えてはならない。
- 控除は連続した 3 年間認められる。

ベンダー企業とは、マレーシア居住者である現地法人を指し、VDP におけるアンカー企業の部品の製造業者もしくは供給業者、またはサービス提供者である。

### 改正案

以下が提案された。

- 適格支出の二重控除が、各評賦年度につき RM300,000 から RM500,000 に増額される。
- MEDAC と MOU を締結したアンカー企業に対し、税制優遇措置の適用期間を 5 年間に延長する。

発効: 2021 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までにアンカー企業と MEDAC との間で締結された MOU





## 特別再投資控除の延長

拡大、近代化、自動化および多様化に関連する適格プロジェクトのための適格資本支出を行った、製造および対象の農業活動に従事する企業は、再投資控除 (reinvestment allowance、RA) を 15 年間適用することが認められている。企業は、適格プロジェクトに必要な適格資本支出の 60%を控除することができ、次の項目と相殺できる。

- 各賦課年度の法定所得の 70% または
- 財務省が定める生産性水準を達成した場合には、当該年度の法定所得の 100%。

既存の特別再投資控除では、インセンティブ期間が終了した企業は、賦課年度 2016 年から 2018 年までの適格資本支出に対して以下の方法で特別 RA の利用が認められる。

- RA 適用期間が賦課年度 2015 年以前に終了した場合、賦課年度 2016 年から 2018 年まで特別 RA の利用が認められる。
- RA 適用期間が賦課年度 2016 年に終了した場合、賦課年度 2017 年および 2018 年に特別 RA の利用が認められる
- RA 適用期間が賦課年度 2017 年に終了した場合、賦課年度 2018 年に特別 RA の利用が認められる。

その後、PENJANA の下で追加 RA が導入された。この RA は、賦課年度 2019 年または 2020 年中に 15 年間の RA 適用期間が切れたか、賦課年度 2021 年中に切れる予定の企業が、賦課年度 2022 年まで継続することを許可するものである。

### 改正案

特別 RA および追加 RA の適用期間が切れたマレーシアの既存企業を対象に、賦課年度 2020 年から 2022 年における追加 RA を賦課年度 2024 年までさらに 2 年間延長する。

**発効: 賦課年度 2023 年および 2024 年に発生した適格資本支出**

## Structured Internship Programme の税制優遇措置の拡大

すべての学術分野における学士号、ディプロマ、職業訓練[マレーシア技能ディプロマ (DKM) レベル4および5とマレーシア技能証明書 (SKM) レベル3] でフルタイムコースを受講する学生のために、Talent Corporation Malaysia Berhad (TalentCorp) によって承認された Structured Internship Programme (SIP) を実施する企業が負担した適格支出 (トレーニングコストや手当など) は二重控除することができる。この優遇措置は賦課年度2021年まで適用される。

上記の優遇措置は、以下の条件を満たすことを条件とする。

- 学生がマレーシア国民であること。
- 学生は、最終学期が終わる前に承認されたインターンシッププログラムを完了しなければならない。
- インターンシップ期間は10週間以上である。
- 学生1人につき月額RM500以上の手当が支給されている。

### 改正案

優遇措置は4年間延長され、次のことを目指す学生にも拡大される。

- 修士号
- 職業証明書
- SKM レベル1および2

**発効: 賦課年度2022年から2025年まで**

## MSME の新規事業体設立に係る税額控除の延長

現在、2020年7月1日から2021年12月31日までの間に設立され事業を開始する企業または有限責任事業組合 (LLP) に対して、最初の3年間は年間最大RM20,000の税額控除が行われる。税額控除は、以下の条件を満たすことを条件とする。

- i. 企業またはLLPはマレーシアの会社法2016に基づいて設立または登録されなければならない。
- ii. 基準期間の開始時の払込資本がRM250万以下であり、賦課年度の事業からの総収入がRM5,000万を超えない場合
- iii. MSMEが請求することができる税額控除は、各賦課年度の設定投資額又は営業費用額に相当するものであること。ただし、各賦課年度の控除上限はRM20,000とする。
- iv. 当賦課年度の未使用控除額を翌賦課年度に繰り越すことは認められていない。
- v. 新会社は、別個の工場、設備及び施設を使用しなければならず、既存の会社又はその関連会社から移転されていない。
- vi. 大臣は法令を通じてその他の条件を科すことができる

賦課年度中に上記の条件を満たさない場合は、その企業またはLLPは、その賦課年度およびその後の賦課年度の税額控除を受ける資格を失う。

### 改正案

オンラインプラットフォームを通じて事業活動を行うMSMEを含む新規MSMEの設立及び事業開始期間を2022年12月31日まで延長する。

**発効: 2022年12月31日までに設立され営業を開始した新規 MSME**

## 奨学金税制優遇措置の見直し

現在、ディプロマまたは学位 (修士または博士レベルの学位を含む) の取得につながるすべてのコースの学生に奨学金を提供する企業は1967年所得税法第34条 (6) (I) に基づき所得控除の対象となる。

2012年から、高等教育機関での学位や学位の授与につながる学習コース、Malaysia Qualifications AgencyまたはDepartment of Skills Developmentによって承認されたマレーシア技能証明書のための技術および職業学習プログラム、技術レベルと職業レベルでの研究を追求する学生に奨学金を提供する企業に二重控除が与えられている。授業料、教育費、在学中の生活費などが二重控除の対象となる。

### 改正案

二重控除優遇措置の見直しについては、以下のとおりとする。

- a) 資格取得のための研究の範囲は、技術・職業、ディプロマ、修士・博士を含む学位のすべての分野に拡大される。
- b) 税制上の優遇措置は、賦課年度2022年から2025年までの4年間に延長される。

**発効: 賦課年度2022年から2025年まで**

### コメント

この改正案は、マレーシアの中所得国の罫に対処するだけでなく、雇用市場のニーズを満たすために、より高度なスキルを持った人材を育成できるため、歓迎すべき動きである。

## 従業員の住居費用の所得控除の延長 (SAFE@WORK)

PEMERKASA では、Safe@Work プログラムに登録されている製造・製造関連サービス会社に対して、従業員用住居家賃負担の所得控除 (上限 RM50,000) を行うことが提案された。

### 改正案

製造企業及び製造関連サービス企業が標準業務手順書 (SOP) を遵守することを促進するために、現行の税制上の優遇措置を 1 年間延長する。

**発効: 2022 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日まで**

### コメント

この改正案は、現在の控除が 2021 年 12 月 31 日に期限が切れるため、2022 年 12 月 31 日まで期限を延長するものである。このような困難な期間にビジネスを行うコストを軽減するために、製造業以外の建設、プランテーション、ホテル等の他の産業にこのような控除を拡大することを政府が検討することが望まれる。

## マレーシアにおける芸術活動、文化、スポーツ及びレクリエーションの組織に対する税制上の優遇措置の延長

現在、賦課年度2020年から2022年まで、承認された芸術文化活動、国際スポーツ、レクリエーション競技を開催する会社の法定所得に対して50%の法人税免除が与えられている。

### 改正案

現行の税制優遇措置を3年間延長する。

**発効: 賦課年度2023年から2025年まで**

### コメント

観光産業は COVID-19 のパンデミックにより最悪の被害を受けた産業の 1 つであり、大臣が観光部門に税制上の優遇措置を拡大したのは驚くべきことではない。これは政府が観光産業の復興に向けて導入した重要な施策の一つであり、最大限の操業再開を可能にしうるものである。





# 優遇税制

## デジタル・エコシステム促進スキームの税制優遇措置

### 改正案

包括的なデジタル・エコシステムの発展を促進するために、デジタル・エコシステム促進スキーム (Digital Ecosystem Acceleration Scheme、DESAC) の下での活動に対して、以下の税制上の優遇措置が提案されている。

#### a) デジタルテクノロジープロバイダ

- **新会社:** 10年間、税率を0%~10%とする
- **新規サービスまたは新規サービスセグメントを提供する既存会社:** 10年間、税率を10%とする

#### b) デジタルインフラストラクチャプロバイダ

最長10年間、適格な活動に要した資本支出に対して最大100%の投資控除(ITA)を利用できる。この控除は法定所得の100%まで相殺できる。

**発効:**マレーシア投資開発庁が2021年10月30日から2025年12月31日までに受理した申請に適用される。

### コメント:

この制度の対象となる活動の種類や、デジタルイニシアチブに利用可能な既存の税制優遇措置(例:Multimedia Super Corridor (MSC) 税制優遇措置、Industry 4.0 テクノロジーとデジタル化を採用する企業への優遇措置)との関係は不明である。今後、いくつかのガイドラインが発行されることを我々は期待している。



### コメント

“2022年度国家予算案における優遇措置の延長は、引き続き外国からの投資を呼び込み、国内企業を後押しする。興味深いことに、2022年度国家予算案は、既存の優遇措置の延長についてのみ言及されており、優遇税制の枠組みや、新たな、あるいは大きな優遇措置については言及されていない。国際的なコミットメントに準拠した世界的な最低税率の合意が念頭に置かれていると考えられる。したがって、我々は、マレーシアが主要な投資先であり続けることを確実にするための、マレーシアの税制優遇措置の枠組みに関する更なるアップデートを期待することができる。”

**Tham Lih Jiun**

Government Grants & Incentives Leader





## 環境技術に対する税制優遇措置の拡大

2022年度国家予算案では、環境技術に対する税制上の優遇措置を次のように改正した。

- i. **環境投資控除 (Green Investment Tax Allowance、GITA)**  
適格環境活動のための設備投資に対する100%の投資控除(賦課年度2023年まで3年間延長)。この控除は法定所得の70%と相殺できる。
- ii. **環境投資免税制度 (Green Investment Tax Exemption、GITE)**
  - a. 適格グリーンサービス活動の法定所得に対する所得税70%免除(賦課年度2023年まで3年間延長)
  - b. ソーラーリース活動のための新しい税制上の優遇措置。持続可能なエネルギー開発機構 (Sustainable Energy Development Authority、SEDA) によって認証されたソーラーリース会社は、最長10年間、法定所得の70%が免税となる。

この税制上の優遇措置は、マレーシア投資開発庁が2020年1月1日から2023年12月31日までに受理した申請に対するものである。

### 改正案

持続可能な開発目標 (SDGs) 2030アジェンダを支持して、適格な環境資産とグリーンサービスの購入を雨水集水システム (Rainwater Harvesting System、RHS) プロジェクトに拡張することが提案された。

このプロジェクトは、以下のような税制上の優遇措置を受ける資格を得るために、Malaysian Green Technology Corporation (MGTC) の承認を得なければならない。

- i. **環境投資控除 (GITA)**  
適格なRHSプロジェクト活動のための設備投資に対する100%の投資控除。この控除は法定所得の70%までと相殺できる。
- ii. **環境投資免税制度 (GITE)**  
適格RHSプロジェクト活動の法定所得の70%が免税。

発効: マレーシア投資開発庁が 2022 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までに受理した申請





# 個人所得税

## 従業員社会保障（SOCSSO）負担に対する所得控除の見直し

現在、民間部門の従業員のSOCSSO負担は最大RM250の所得控除の対象になる。雇用保険制度（EIS）負担は所得控除の対象にならない。

### 改正案

- a) この所得控除の範囲にEIS負担を含める
- b) この所得控除の上限をRM250からRM350に引き上げ

**発効: 賦課年度2022年**



### コメント

“納税者のために、2022年度国家予算案は既存の所得控除の金額増額及び期間延長を提案しています。

特にパンデミックにおける再スキル化、メンタルヘルス相談、技術的なデバイスの購入に対する納税者への支援は心強いものです。”

**Ang Weina**

Global Employer Services Leader

## 技能向上、自己強化コース費用に対する所得控除の見直し

現在、居住者の個人納税者は人的資源省の技能開発局によって認められたあらゆる分野における技能向上、自己強化コース費用について、教育費用の所得控除RM7,000の一部として最大RM1,000の所得控除が認められる。この所得控除の対象期間は賦課年度2021年及び2022年。

### 改正案

- a) 賦課年度2022年からこの所得控除の上限をRM1,000からRM2,000に引き上げ
- b) 所得控除は賦課年度2023年まで延長

**発効: 賦課年度2022年及び2023年**



## 医療費に対する所得控除の範囲の拡大

現在、居住者である個人納税者は、本人/配偶者/子供に発生した重病及び出産医療費について RM8,000 までの所得控除ができる。これには健康診断費用 RM1,000 まで及びワクチン接種費用 RM1,000 までが含まれる。

### 改正案

健康診断費用の対象になる費用の範囲を拡大し、以下によるメンタルヘルス関連の検査、相談費用を含めることが提案された。

- 2001 年メンタルヘルス法 (Act615) に基づきマレーシア医師会に登録された精神科医
- 2016 年 the Allied Health Professions 法 (Act774) に基づき、the Malaysian Allied Health Professions Council に登録された臨床心理士
- 1998 年カウンセラー法 (Act580) に基づき、マレーシアカウンセラー委員会に登録されたカウンセラー

発効: 賦課年度 2022 年

## 従業員積立拠出基金 (EPF) に対する所得控除の範囲の拡大

現在、居住者の個人納税者は以下に示すとおり、EPF、タカフル、生命保険のような承認された基金への義務的支払いについて所得控除ができる。

拠出タイプ	所得控除
生命保険料又はタカフルの保険料	RM3,000 まで
民間退職年金制度 (PRS) を除く承認された制度への支払い又は法律に基づく支払い	RM4,000 まで
合計	RM7,000 まで

年金受給者である公務員は、生命保険料又はタカフルの保険料支払いについて RM7,000 までの所得控除ができる。

### 改正案

EPF 拠出についての所得控除について、年金受給者である公務員を含む任意の支払者に対しても認めることが提案された。

発効: 賦課年度 2022 年

## 国内観光費用に対する所得控除の延長

国内観光で発生した以下の要件を満たした費用に対して最大 RM1,000 の所得控除が認められる。

- マレーシア観光・芸術・文化省 (MOTAC) に登録されている施設での宿泊費
- 観光名所への入場料

2021年3月にPEMERKASAイニシアチブで導入されたとおり、対象となる費用の範囲が拡大され、以下を含む MOTAC に登録された地元代理店を通じた観光パッケージ費用が含まれる。

- 地元ツアーガイドサービス料
- 地元の手工芸品の購入
- 飲食
- HOP-ON HOP-OFF (観光バス) を含む移動

この所得控除は2020年3月1日から2021年12月31日までの費用のみが対象となる。

### 改正案

2022年12月31日までに発生した費用について対象にすることが提案された。

発効: 賦課年度 2022 年

## 保育所又は幼稚園への支払いに対する所得控除の延長

1984 年保育所法に基づいて登録された保育所又は 1996 年教育法に基づいて登録された幼稚園の 6 歳以下の費用に対して最大 RM3,000 の所得控除が認められる。

この所得控除は賦課年度 2020 年及び 2021 年を対象とする。

### 改正案

この所得控除について賦課年度 2023 年までの延長が提案された。

発効: 賦課年度 2022 年及び 2023 年

### 携帯電話、パソコン及びタブレットの購入に対する所得控除の延長

居住者である個人納税者は、2020年6月1日から12月31日までの間に納税者、配偶者又は子供のために購入したパソコン、スマートフォン又はタブレット費用に対して最大RM2,500の所得控除が認められる。この所得控除は the PERMAI stimulus package により賦課年度2021年まで延長された。

#### 改正案

この所得控除は2022年1月1日から2022年12月31日までの購入にまで延長することが提案された。

発効: 賦課年度2022年

### 繰延年金保険料に対する所得控除の延長

現在、居住者である個人納税者は、繰延年金保険料及び民間退職年金制度 (PRS) 支払いに対して最大RM3,000の所得控除が賦課年度2012年から2021年まで認められる。

2021年度国家予算案によりPRS支払いに対する所得控除は賦課年度2025年まで延長されたが、繰延年金保険料については延長されなかった。

#### 改正案

PRS支払いと同様に繰延年金保険料に対する所得控除の賦課年度2025年までの延長が提案された。

発効: 賦課年度2022年から2025年

### 電気自動車の充電設備の設置、レンタル、購入又はサブスクリプション費用に対する所得控除

#### 改正案

国内電気自動車産業の発展を支援するために、居住者の個人納税者は割賦購入、サブスクリプションを含む設置、レンタル、購入費用に対して最大RM2,500の所得控除が提案された。電気自動車には、乗用車 (SUV、MPVを含む) 商用車、オートバイを含む。

発効: 賦課年度2022年及び2023年

### 新しい戦略的分野に投資する企業で重要な地位を占める外国人に対する特別所得税率の延長

現在、PENJANA イニシアチブによりマレーシアに事業を移転する製造会社に対して、最長15年間法人税率0%が認められる。

さらに、重要な地位にある外国人は5年間一律15%の税率が適用される。

この優遇税率は一つの会社に5人までが以下の条件に該当する場合に適用できる。

- (i) RM25,000以上の月次給与の個人
- (ii) マレーシア居住者の個人

この優遇は2020年11月7日から2021年12月31日までの間のMIDAへの申請により適用される。

#### 改正案

この優遇は1年の延長が提案された。

発効: 2022年12月31日までにMIDAが受けた申請



### e-スポーツトーナメントの賞金に対する所得税免除

#### 改正案

e-スポーツトーナメントの賞金に対する所得税免除が提案されている。

発効: 未定

### 従業員積立拠出基金（EPF）への従業員拠出の引下げの延長

#### 改正案

EPF 拠出率の 11%から 9%への引下げを 2022 年 6 月まで延長することが提案されている。

発効:2022 年 6 月まで

### 自己負担でのブースターワクチン接種費用に対する所得控除

#### 改正案

自己負担でのブースターワクチン接種費用に対する所得控除が提案されている。

発効: 賦課年度 2022 年





# 不動産譲渡益税

## 国民・永住者の不動産譲渡益税率の推移

現在、1976年不動産収益税法スケジュール5パートI(国民・永住者)に基づき、納税者が不動産又は不動産会社の株式を売却した場合の譲渡益に対しては、不動産及び不動産会社の株式の保有期間に応じて、以下の5%から30%の税率が適用されている。

売却日	不動産譲渡益税率
取得日から3年以内	30%
取得日から4年目	20%
取得日から5年目	15%
取得日から6年目以降	5%

## 改正案

取得日から6年目以降の売却については、スケジュール5パートIの不動産譲渡益税率を5%から0%に引き下げることが提案されている。

**発効:** 2022年1月1日以降の不動産及び不動産会社株式の売却

## コメント:

上記の修正は、1976年不動産収益税法スケジュール5パートIに基づき、法人、非マレーシア国民及び非永住者を除く納税者にのみ適用される。マレーシア国民と永住者の経済的負担を軽減することを目的としている。上記は2019年1月1日から適用されている税率である。



## Budget commentary

“COVID-19 が不動産業界を揺るがしているのは明らかだ。政府は、嵐を乗り切るために様々なセクターに救済措置を提供することにより、差し迫った脅威に対応している。

不動産セクター、特に第二次/転売不動産市場を刺激するための政府の大きな優遇措置として、マレーシア国民とマレーシア永住者が不動産や不動産会社の株式を処分することで得る5%の不動産譲渡益税の撤廃(6年目以降)がある。”

**Chia Swee How**  
Real Estate Tax Leader





# 印紙税

## Peer-to-Peer (P2P)金融によるローン/資金調達契約に対する印紙税免税

現在、中小企業 (SME) がP2Pで行ったローン/資金調達契約は、0.05%から0.5%の印紙税が課税される。1949年印紙税法 (Stamp Act 1949) において「SME」とは以下の定義である。

- (a) 製造業では、年間売上高RM5,000万以下、または正社員数200人以下の企業
- (a) 製造業では、年間売上高RM5,000万以下、または正社員200人以下の企業
- (b) サービス業およびその他では、年間売上高RM2,000万以下、または正社員数75人以下の企業

### 改正案

SMEと投資家の間で締結したP2Pローン/資金調達契約は、印紙税が5年間免税とすることが提案された。この免税は証券委員会 (Securities Commission) が認定したP2Pプラットフォームを通じてのP2P資金調達にのみ与えられる。

**発効:** 2022年1月1日から2026年12月31日に締結されたP2Pローン/資金調達契約

### コメント:

これはSMEがP2P金融を通じて事業資本を増加し、資金調達コストを低減するのを促進することを目的とする者である。

## 適格であるローン再編成およびリスケジュール契約に対する印紙税免税の延長

現在、Stamp Duty (Exemption) (No. 2) Order 2020およびStamp Duty (Exemption) (No. 11) Order 2021により、ローンまたは資金調達の再編成およびリスケジュールに関して顧客と金融機関が締結したローンまたは資金調達の契約で、2020年3月1日から2020年12月31日まで、および2021年7月1日から2021年12月1日までに締結されたものは、以下の条件を満たすことで申請により印紙税が免税となる。

- a) 当初のローンまたは資金調達契約は、Stamp Act 1949のFirst Scheduleの22または27に従い印紙税納付済みであること
- b) ローンまたは資金調達の再編成およびリスケジュールの契約(2021年7月1日から2021年12月31日に締結したものは、当初のローンまたは資金調達契約における金額に付加価値を与える要素を含まないこと

### 改正案

この印紙税免税はさらに1年延長することが提案された。

**発効:** 2022年1月1日から2022年12月31日に締結された上述の契約

### コメント:

パンデミックによる閉鎖に苦しむ企業にとっての重荷が軽減されるので、免税延長は歓迎したい。

### 少額保険料の保険またはタカフル契約に対する印紙税取扱いの見直し

現在、免許を有する保険会社による保険契約証書または“Perindungan Tenang”のタカフル契約証書で、2019年1月1日から2025年12月31日までに発行され、保険料が年額RM100のものは、印紙税免税となる。

#### 改正案

上述の印紙税取扱いについて以下の改正が提案された。

- 印紙税免税の対処となる保険料年額をRM100以下からRM150以下へ引上げ
- 個人については、保険料が年額RM150以下の他の種類の保険またはタカフル契約証書について印紙税免税
- SMEについては、保険料が年額RM250以下の保険またはタカフル契約証書について印紙税免税

印紙税免税の対象となる保険またはタカフル契約証書は以下のとおりである。

- 火災保険
- 火災による事業停止保険
- 個人損害保険
- 旅行保険
- 賠償保険
- 技術保険

**発効: 2022年1月1日から2025年12月31日に発行された保険契約証書またはタカフル契約証書**

#### コメント:

上記は低所得者層(B40)およびSMEが低コストで保険やタカフルの契約が行えるようにするという政府の努力と一致するものである。

### 上場企業株式の売買報告書に対する印紙税の見直し

現在、Bursa Malaysiaに上場する株式や市場証券の売却の売買報告書に対し、0.1%(RM1,000または端数あたりRM1)の印紙税が課税される。

ただし、Stamp Duty (Remission) Order 2003により、Bursa Malaysiaに上場する株式や市場証券の売却のすべての売買報告書について、RM200を超える印紙税は免除されている。

#### 改正案

Bursa Malaysiaに上場する株式や市場証券のについて以下が提案された。

- 売買報告書に対する印紙税率を0.15%に引上げ (RM1,000あたりRM1.50)
- RM200を超える印紙税免除を廃止

**発効: 2022年1月1日**

#### コメント:

売買報告書に対する印紙税の上限廃止は、概ね株式や証券と取引コストを引き上げるが、取引価額に応じた印紙税課税が確実となる。

上述提案は平等な課税を目的とするが、印紙税上限の廃止はマレーシア資本市場の将来的成長を鈍化させるかもしれない。キャピタルゲイン課税導入の代替案とみることもできよう。



## 買収合併(M&A)文書に対する印紙税免税の延長

現在、Stamp Duty (Exemption) (No. 3) Order 2021により、SMEによる承認されたM&Aに関連する文書は印紙税免税である。

印紙税免税は起業家開発協同組合省 (Ministry of Entrepreneur Development and Cooperatives、MEDAC) が2020年7月1日から2021年6月30日に承認したM&Aプロジェクトで、2020年7月1日から2021年12月31日に締結した文書が対象である。

上記免税は以下の文書にのみ適用される。

- 不動産（土地、建物、機械設備）の売却またはリースの契約
- 譲渡証書およびMoU
- ローンまたは資金調達契約
- 最初のリース契約

### 改正案

この免税を1年延長することが提案された。

発効: MEDAC が 2021 年 7 月 1 日から 2022 年 6 月 30 日に受領した M&A 申請で、2022 年 12 月 31 日までに契約した文書

### コメント:

パンデミックの影響が長引いている中、この免税延長はPENJANA イニシアチブにおける継続的な支援を提供するものである。しかし、このような免税は非SMEにも等しく与えられるべきであり、より競争力を増し現在の環境に適応するために再編が必要なすべての事業を支援すべきである。





# 石油所得税

## 石油産業上流部門の成熟資産 (late-life-assets、LLA) プロジェクトに対する優遇税制

現在、石油産業上流部門のLLAプロジェクトに対する優遇税制はない。

LLAは契約締結からの残存経済寿命が10年以下の土地でのプロジェクトである。高額な土地廃棄コストがかかり、そのような活動への投資家をマレーシアが誘引する際の障害となっている。

石油ガス会社のLLA投資を促すため、以下の優遇税制が提案された。

- i. 石油所得税率25%
- ii. ACAで2年償却
- iii. 閉鎖活動による損失は直前2賦課年度の所得と遡って相殺できる。相殺しきれない損失分は放棄となる。
- iv. 石油製品輸出の輸出税免税

**発効: 2020年1月1日から2029年12月31日に締結したLLA生産分配契約 (LLA Production Sharing Contracts)**



### コメント

“マレーシアの石油産業上流部門/生産分配契約 (PSC) において優遇税制は限定的である。政府は放棄された油田や運営リスクが高く多額の資本投資が必要な油田に対する投資を促すために、2010年11月30日以降、限界域投資への優遇税制、深海 PSC、高 CO2 油田、HPHT 油田、EOR 等への ITA を提供してきた。

政府はこれらの優遇税制を LLA にも拡大することを今回提案しており、閉鎖活動による損失を過去に遡って相殺できることは注目したい。”

**Toh Hong Peir**  
Oil, Gas and Chemicals Sector Leader





# 間接税

## 特別自主開示制度 (Special Voluntary Disclosure Programme、“SVDP”)

### 改正案

マレーシア税関 (The Royal Malaysian Customs Department、RMCD)はSVDPを導入する。この制度は段階的に導入され、フェーズ1では100%罰金免除、フェーズ2では50%罰金免除が提案された。特別なケースでも罰金免除が考慮される。

### 発効: 未定

#### コメント:

予算案では詳細不明で、どの税がSVDPの対象かもわからない。売上税とサービス税は対象だろうが、過去のGSTや税関管轄である関税、物品税も対象なのか確認を待ちたい。

この制度の成功に影響する重要な点は、RMCD側のチェックの程度であり、本格的な調査に発展するのかどうかである。

企業は概してコンプライアンスにおいて最善を尽くそうとしているが、間接税は取引ベースで課税されるため、間違いは起こりうることであり、それが発見されるまでに間違いは繰り返されてしまうこともある。

SVDPの発表で企業のコンプライアンス意識が高まるだろう。



#### コメント

“パンデミックで打撃を受けたセクターを刺激する提案や、課税対象を拡大する提案がある。SVDPは企業の自主的なコンプライアンス文化を促進し、財政改革の次のフェーズに好影響をもたらすだろう。間接税の見地からは、この予算案はよく考慮されてバランスの取れたものだと思う。”

**Tan Eng Yew**  
Indirect Tax Leader





## 電気自動車産業発展を支援する優遇税制

現在、乗用車（SUV、MPVを含む）、商用車、オートバイで分類される電気自動車（EV）は、以下の課税となっている。

税の種類	乗用車 (SUV、MPV を含む)	オートバイ	商用車
輸入税 (CBU)	30%	30%	30%
物品税	10%	10%	Nil
売上税	10%	Nil	10%

EVを含む国内組立の自動車に対し、以下の免税が与えられている。

- i. 輸入CKD構成品に対する輸入税免税
- ii. CKD車に対する物品税および売上税の一部免税

### 改正案

国内EV産業発展支援とEV国内需要喚起のため（低炭素モビリティブループリント、EVロードマップ、国家自動車政策2020に沿ったもの）、乗用車（SUV、MPVを含む）、商用車、電気オートバイを含むEVに対し、以下の優遇税制が提案された。

優遇税制	優遇期間
国内組立EVの輸入構成品 に対し輸入税100%免税	2022年1月1日から2025 年12月31日
CKDのEVに対し物品税お よび売上税100%免税	
CBUのEVに対し輸入税お よび物品税100%免税	2022年1月1日から2023 年12月31日

発効: 2022年1月1日

## 観光税免税の延長

Tourism Tax Act 2017にて登録した宿泊施設に宿泊する旅行氏は、1泊1部屋あたりRM10の観光税を支払う必要がある。

PENJANAとPEMERKASA両景気刺激策により、2020年7月1日から2021年12月31日まで、観光税の支払と徴収は免除されている。

### 改正案

観光税免除期間を2022年12月31日まで延長することが提案された。これは国家の回復計画に沿った国内観光業の回復と、外国人観光客の誘致を促進するものである。提案は政府による国内観光業復興政策に沿ったものである。

発効: 2022年1月1日から2022年12月31日



## 娯楽税 (Entertainments Duty) 免除の延長

PEMERKASA景気刺激策により娯楽施設入場料に対する娯楽税は免除されている。娯楽施設とはテーマパーク、ステージ公演、スポーツイベントおよび競技、クアラルンプール、ラブアン、プトラジャヤの各連邦直轄地域の映画館が含まれる。

免除は2021年4月1日から2021年12月31日までである。

### 改正案

期間は2022年1月1日から2022年12月31日を含めるように延長することが提案された。

**発効: 2022年1月1日から2022年12月31日**

## 乗用車の売上税免税の延長

現在、PENJANAとPEMERKASA+により乗用車 (SUVとMPVを含む) に対する売上税は免除されている。売上税免除率は以下のとおりである。

- CKDに対し100%
- 輸入された新車および中古車のCBUに対し50%

免税は2020年6月15日から2021年12月31日までである。

### 改正案

自動車産業のさらなる発展のため、既存の上記免除を6か月延長する。

**発効: 2022年1月1日から2022年6月30日**

## 低価格物品に対する売上税課税

現在、以下を条件として、航空便クーリエで輸入されるすべての物品に対する売上税は免税である (たばこ製品および酒類を除く)。

- 物品はリストにある国際空港から輸入される
- 物品は貨物あたりの価格がRM500以下であること (Low Value Goods、LVG)。

### 改正案

以下が提案された。

- オンラインショップからマレーシアの消費者へ航空便クーリエで配送される輸入LVGに対し、売上税を課税する。
- Sales Tax (Persons Exempted from Payment of Tax) Order 2018のSchedule AのItem 24による売上税免税は廃止する。
- 当該LVGをマレーシアの消費者へ販売する国内外の販売業者は、売上税徴収者として登録する。

**発効: 2023年1月1日**

### コメント:

マレーシアのLVGに対する売上税適用の動きは、EU、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポールがGST/VATにおいての方向性と類似のものである。オンラインショップ販売のLVGに売上税を課税するのは、国内と外国の販売業者間の公平性をもたらさず。

LVGに対する売上税がどのような手続で行われるのか、外国販売業者がどのように登録されるのか、売上税の徴収と納付の方法について、詳細が待たれる。



## 物品配送サービスに対するサービス税

現在、Postal Services Act 2012のSection 10に基づく免許保有のサービス業者による30kg以下の文書と小包の宅配便サービスは、Service Tax Regulations 2018のFirst ScheduleのGroup IIによるサービス課税である。

Postal Services Act 2012に基づく免許を保有しないサービス業者による配送サービスは、サービス税非課税である。

### 改正案

クーリエおよび配送サービスのサービス税取扱いを一致させるため、物品のすべての配送サービス業者について、オンラインショップを含めて、サービス税課税とすることが提案された。食品および飲料の配送、ロジスティックサービスはサービス税対象から除外する。

**発効: 2022年7月1日**

### コメント:

この変更は、すべての物品配送サービスが平等に扱われることを目的としている。登録のための閾値がどのように設定されるかはまだ明らかではないが、小規模なサービス業者が対象となり、このような追加のコンプライアンス負担を課されることがないように、十分に高い閾値 (RM 500,000 以上) が設定されることが期待される。

## 株式取引関連の仲介サービスに対するサービス税免税

現在、仲介サービスや引受サービスを利用または提供する金融サービスは、Service Tax Regulations 2018 の First Schedule の Group I でサービス税の対象となっている。

### 改正案

マレーシアの株式市場が引き続き競争力を維持するために、以下が提案された。

- i. 株式取引に関連する仲介サービスの受領者は、サービス税の支払いを免除
- ii. 仲介サービスの提供者は、サービス税の徴収を免除
- iii. (i)と(ii)の免除は Bursa Malaysia に上場する株式の取引に関連するサービスに適用

**発効: 2022年1月1日**

### コメント:

現在サービス税の登録を行っている証券会社は、登録内容を見直す必要がある。証券会社のサービスは課税対象外となるが、これらの企業はマネジメントサービスやコンサルタントサービス等、他の課税対象サービスカテゴリーの下で、既存の登録要件に該当する可能性がある。

## 混合調整品の物品税

現在、飲料は砂糖含有量が一定の基準値を超えた場合、40セント/リットルの税率で消費税の対象となっている。

砂糖含有量が基準値を超えている以下の混合調製品には、0.47セント/100gの税率で物品税を課することが提案されている。

関税表	製品の説明		糖度
	予算演説の付録による説明	統計品目番号 (Harmonized System) による説明	
18.06	チョコレートまたはココア混合物の調製	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品	>33.3 g/100 g
19.01	混合麦芽の調製	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）。	>33.3 g/100 g

関税表	製品の説明		糖度
	予算演説の付録による説明	統計品目番号 (Harmonized System) による説明	
21.01	プレミックスコーヒー及びミックスティーの製造方法	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物。	>33.3 g/100 g

発効:2022年4月1日

### コメント:

政府は、糖尿病、肥満等の健康問題に対処するための措置の一環として、2019年7月1日より砂糖入り飲料に物品税を導入していたが、同様の理由により、砂糖を含む混合調製品にも物品税の対象を拡大した。

## 電子タバコやVAPEに使用される液体やジェル製品に対する物品税

2021年度国家予算案に基づき、2021年1月1日より、VAPEを含む全ての種類の電子・非電子タバコ用デバイスに10%の物品税が課税された。また、VAPEを含む電子タバコに使用されるニコチンを含まない液体やジェルには、1mlあたり40セントの物品税が課せられた。

### 改正案

すべてのタバコ関連製品に対する平等な税制を確保するために、以下を提案された。

- 電子タバコやVAPEに使用されるニコチンを含む液体やジェルには、1mlあたりRM1.20の物品税を課す。
- 電子タバコやVAPEに使用されるニコチンを含まないリキッドやジェルの物品税をRM1.20/mlに引き上げる。

発効: 2022年1月1日

### コメント:

電子タバコやVAPEに使用されるニコチンを含む液体やジェルに物品税を課すという政府の提案は、物品税の「罪の税」という性質に沿ったものである。

## 超過利潤税の改訂

2008年7月15日より、パーム油の生産に対して超過利潤税が課せられている。この課税は、価格が規定のしきい値を超えた場合に適用される。現在の価格の基準値と賦課率は以下の通り。

場所	しきい値 CPO 価格 (RM/metric tonne)	賦課率 (%)
半島マレーシア	RM2,500	3.0
サバ及びサラワク	RM3,000	1.5

### 改正案

地元のパーム油産業を維持するために、超過利潤税の対象となるCPOの基準価格と課税率を以下のように改定することを提案する。

場所	しきい値 CPO 価格 (RM/metric tonne)	賦課率 (%)
半島マレーシア	RM3,000	3.0
サバ及びサラワク	RM3,500	3.0

発効: 2022年1月1日







## その他

### 内国歳入庁(Inland Revenue Board、IRB)によるタックス コンプライアンス認証の導入

#### 改正案

納税者が政府の調達・入札に参加する際には、タックスコンプライアンス認証を必須条件とすることが財務大臣により提案されている。

**発効:** 2023年1月1日

#### コメント:

タックスコンプライアンス認証の概念は新しいものではなく、米国、英国、南アフリカ、カンボジアなどの他の国では、様々な程度と目的に採用されている。認証方法はまだ分かっていないが、納税者が IRB に証明書の発行を申請し（納税者の居住証明書の発行と同様）、IRB が証明書の発行日時時点で納税者が全ての納税義務を果たしていることを証明する、というものである。これを政府調達の必須条件とすることは、政府が責任ある納税者とのみ取引を行うことを保証するための牽制であると考えられる。懸念されるのは、IRB との間で進行中の紛争が、納税者に対するこの証明書の発行に影響するかどうかという点である。

### 納税者番号 (TIN) の導入

現在、納税者は登録されている税金の種類（間接税、所得税など）に応じて、異なる種類のリファレンス番号を保持している。

#### 改正案

課税ベースを広げるために、将来的に納税者番号 (TIN) を使用することが提案されている。

**発効:** 2022年

#### コメント:

TIN は、マレーシアの税務当局 (IRB や Royal Malaysian Customs Department など) が納税者の統一的な識別方法を適用するための標準化された番号となることが期待されている。納税者が期限内に納税義務を果たせるように、TIN は自動的に納税者に割り当てられることが期待されている。

### 自己資金によるブースター・ワクチン接種に対する雇用者の控除

#### 改正案

自己資金によるブースター・ワクチン接種に関連して発生した費用について、雇用者に控除を認めることが提案されている。

**発効:** 予算案スピーチの中で、これは2022年に適用されると述べられている。しかし、これが2022年の暦年を指しているのか、それとも賦課年度2022年を指しているのかは明らかではない。

#### コメント:

この措置は、雇用主が従業員に COVID-19 のブースターショットを提供し、従業員が安全な環境で働けるようにするためのものであることは明らかである。

現時点では、雇用者に二重控除が適用されるかどうかは明らかではない。

## マレーシアで受け取った外国源泉の所得に対する課税

銀行業、保険業、海上・航空輸送業など、全世界課税される企業を除き、マレーシアでは、マレーシア国内源泉の所得のみがマレーシアの課税対象となるシステムを採用している。

### 改正案

マレーシアとマレーシア以外を源泉とする所得に対して平等な税制を提供するために、また、国際的な税制基準を遵守するというマレーシアの公約に沿って、マレーシア国外源泉でマレーシアで受け取る所得に対して、マレーシア居住者に所得税を課税することを提案する。

**発効: 2022年1月1日**

### コメント:

この改正案は、課税ベースを広げる可能性がある一方で、マレーシアの居住者が資金をマレーシアに送金して再投資することを妨げる可能性がある。その結果、マレーシアの経済回復プロセスを遅らせることになるかもしれない。

また、提案された変更により、マレーシアが他の近隣諸国(シンガポールなど)と比較して税制の観点から競争力が低下する可能性があるため、外国人投資家がマレーシアの会社をグループの持ち株会社やキャッシュプール会社として利用することに水を差す可能性がある。

## 社会的企業の所得税免除

現在、起業家育成・協同組合省に認定された社会的企業への現金寄付は、1967年の所得税法第44条(11C)に基づき、合算所得の最大10%まで所得税が控除される。しかし、社会的企業が受け取る寄付金などの収入は、所得税の対象となる。

### 改正案

社会的企業が継続的に成長し、対象となるグループを支援できるよう、社会的企業認定の有効期間内であれば、最長3年間は社会的企業のすべての所得を免除することが提案されている。

一方、認定申請を審査するために、Yayasan Hasanahと起業家育成・協同組合省で構成される合同認定委員会を設置することも提案されている。

### 発効:

- i. 2022年1月1日から2023年12月31日までに財務省が受理した免税申請書
- ii. 2022年1月1日から2023年12月31日までにYayasan Hasanahが受理した認定申請

### コメント:

マレーシアの社会的企業は、過去2年間のCOVID-19パンデミックにより収入源に大きな影響を受けたにもかかわらず、弱者への支援を続けている。提案されている所得税の免除は、マレーシアの社会的企業の資金繰りを間違いなく楽にしてくれるであろう。

現時点では、所得税の免除を受けるために満たすべき条件があるかどうかは明らかではない。今後、当局から何らかのガイドラインが出されることを期待している。



# お問合せ・連絡先

## Business Tax Compliance and Advisory



**Sim Kwang Gek**  
 Managing Director  
[kgsim@deloitte.com](mailto:kgsim@deloitte.com)  
 +603 7610 8849



**Chan Mark Keat Jin**  
 Japanese Services Group  
 Executive Director  
[marchan@deloitte.com](mailto:marchan@deloitte.com)  
 +603 7610 8966

## Japanese Services Group

統括	渡 喬 (Takashi Watari)		Director	<a href="mailto:twatari@deloitte.com">twatari@deloitte.com</a>
Audit	西山 直志 (Naoyuki Nishiyama)		Manager	
Tax	秋元 啓孝 (Hiroyuki Akimoto)		Senior Manager	<a href="mailto:akimoto@deloitte.com">akimoto@deloitte.com</a>
Financial Advisory	大倉 淳二 (Junji Okura) ※シンガポール駐在		Director	<a href="mailto:juokura@deloitte.com">juokura@deloitte.com</a>
Risk Advisory	楯下 翔太 (Shota Sugishita)		Senior Manager	<a href="mailto:shsugishita@deloitte.com">shsugishita@deloitte.com</a>
Consulting	油屋 就介 (Shusuke Aburaya)		Manager	<a href="mailto:shaburaya@deloitte.com">shaburaya@deloitte.com</a>



## International Tax Review Asia Tax Awards 2021 受賞

先日発表されたInternational Tax Review(“ITR”)誌のAsia Tax Awards 2021において、デロイトマレーシアは、2つの賞を受賞致しました。

マレーシアタックスファーム・オブ・ザ・イヤーの受賞は、過去5年間の中で4回目です。そしてマレーシア移転価格ファーム・オブ・ザ・イヤーも2年連続で受賞しました。これらの成果は、デロイトの税務と移転価格の分野における長年の経験と実績を示すものです。デロイトの税務部門が一貫して達成してきた高い水準は、すべてのビジネス分野で全員が協力して働くという、事務所全体の強力なサポートによって可能になっています。

ITR Asia Tax Awardsは、アジア太平洋地域で卓越した実績を示した税務専門家およびファームを表彰するものです。受賞者は税務専門家の意見と、ファームのベストワークに基づくクライアントからの評価を組み合わせた徹底的な審査プロセスを経て決定されます。これらの基準には、税務問題の解決で実証されたイノベーションのレベル、プロジェクトの複雑さ、及びクライアントへの全体的なインパクトが含まれます。

私共はこの受賞を大変ありがたく光栄に存じます。皆さまから頂いたアドバイザーやパートナーとしての信頼に感謝いたします。困難な時期ではありますが、今後とも皆さまとのパートナー関係を深められますよう、何卒宜しく願い申し上げます。

受賞記念の一環として、私共は1.5日間のウェビナーを開催致します。弊社の専門家が、レジリエンスの構築に向け詳細な分析、議論、検討致します。

以下のリンクから必要事項を記入の上ご登録ください。

To register your interest, please click [here](#) and we look forward to meeting you all virtually.



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

#### **About Deloitte Malaysia**

In Malaysia, services are provided by Deloitte Tax Services Sdn Bhd and its affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.